

津山市スポーツ少年団リーダー会規程

第1条 この規程は、津山市スポーツ少年団が設置する津山市スポーツ少年団リーダー会(以下「本会」という)に関することを定めるものとする。

第2条 本会は、津山市スポーツ少年団リーダー相互の資質の向上と活動の活発化に努めるとともに、協力して津山市スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) リーダー相互の研修、資質の向上に関すること。
- (2) リーダーの交換、交流活動や情報交換に関すること。
- (3) 津山市スポーツ少年団事業での補助員活動に関すること。
- (4) 岡山県スポーツ少年団リーダー会の事業に参加すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要なことがら。

第4条 本会は、岡山県スポーツ少年団に登録した中学校1年生以上の団員をもって組織する。

第5条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 理事 若干名

第6条 会長・副会長および理事は、総会において選出する。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し会務を処理する。

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、理事会において補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会の顧問として、津山市スポーツ少年団育成委員若干名を会長が委嘱する。

第9条 総会は、毎年1回以上開催することとし、会長がこれを招集する。

- 2 理事会は随時開催することとし、会長がこれを招集し議長となる。

第10条 本会の事業に必要な経費は、津山市スポーツ少年団の会計で賄われるものとする。

第11条 この規程は、総会で出席者の過半数の同意を得たのち、津山市スポーツ少年団本部会議の承認を得て改正することができる。

附則

この規程は、平成6年4月20日から施行する。

平成30年4月13日 一部改正